

○新潟県中東福祉事務組合に勤務する職員等の給食費徴収規程

昭和52年1月12日訓令第1号

改正

昭和55年4月1日訓令第1号

昭和56年3月30日訓令第4号

昭和57年3月29日訓令第1号

昭和61年5月1日訓令第1号

昭和63年4月1日訓令第2号

平成元年4月1日訓令第1号

平成2年4月1日訓令第2号

平成4年4月1日訓令第1号

平成5年4月1日訓令第1号

平成8年3月18日訓令第2号

平成11年3月10日訓令第1号

平成19年4月1日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県中東福祉事務組合に勤務する職員等の給食費の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する給食費の額)

第2条 職員から徴収する給食費は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|-------|------|
| (1) 朝食 | 1食につき | 300円 |
| (2) 昼食 | 〃 | 400円 |
| (3) 夕食 | 〃 | 400円 |

(職員以外の者に対する給食費の額)

第3条 職員以外の外来者等に対する給食費は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|-------|------|
| (1) 朝食 | 1食につき | 300円 |
| (2) 昼食 | 〃 | 400円 |
| (3) 夕食 | 〃 | 400円 |

附 則 (昭和55年4月1日訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年3月30日訓令第4号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日訓令第1号)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年5月1日訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年4月1日訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日訓令第1号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日訓令第1号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月18日訓令第2号）
この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月10日訓令第1号）
この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第1号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。